

食品安全情報（化学物質） No. 21/ 2018 (2018. 10. 10)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【EC】 食品中の工業トランス脂肪含量の法的規制値を設定することについて意見募集

欧州委員会（EC）は、動物脂肪に天然に含まれるトランス脂肪を除き、最終製品の食品に含まれるトランス脂肪の濃度は脂肪 100 g あたり 2 g を超えてはならないとする、規則（EC）No 1925/2006 の改定案を発表し、意見を募集する。「トランス脂肪」の定義は、少なくとも一つのトランス型の非共役炭素-炭素二重結合をもつ脂肪酸である。

*ポイント： EU では、2015 年に EC が工業的に生産されたトランス脂肪酸を規制することが公衆衛生面で効果的であるという報告書をまとめてから、どのような規制措置にするのが良いか議論されてきました。議論では、米国・カナダと同じように食品への部分水素添加油の使用を制限するという案もありましたが、今回、EU では基準値設定の方向で行こうとしていることが示されました。EU 加盟国の中には、同等の基準値をすでに国内で設定している国もあるので、実行可能性の面でも導入しやすいのかもしれない。

【FDA】 同定基準の現代化と植物ベースの代用品への乳製品の名前を使うことについての FDA 長官 Scott Gottlieb 医師の声明

標準的な乳製品に代わるものとして市場に流通している植物を主原料とする多くの食品が存在する。例えば、チーズに代わる大豆製品やミルクに代わるナッツ製品である。しかしこれらの製品はチーズやミルクと称される標準的な食品には当てはまらない。FDA はそれら植物製品のいくつかは、表示が消費者にミルクであると信じ込ませる可能性があること懸念している。本日 FDA は、消費者が植物を主原料とする代替品（例：大豆、豆、ナッツ製品）をどのように利用しているか、「ミルク」や「チーズ」といった表示に記載された単語をどのように理解しているのかについて一般からの情報提供を強く求めることにした。

*ポイント： 植物由来の製品なのに「〇〇ミルク」という名前の製品は消費者の誤解を招くので何とかしなければという FDA の意志が感じられるのですが、再度、消費者からの意見/情報を募集しているので、この問題、すんなりとは行かない印象です。

【FSA】 コメ中のヒ素—コメとライスミルクのヒ素の安全な値に関する助言

コメはしばしばミルクの代用品として使用される。英国食品基準庁（FSA）は、5 才以下の小さい子供には母乳、乳児用調製乳、牛乳の代わりにライスミルクを与えられるべきではなく、5 才以上の子供や成人ではバランスの良い食事の一部としてライスミルクを飲むことができることを助言する。アレルギーや乳/大豆不耐症の子供には多くの代用品があるので、医師などに相談すること。

【FAO】 ePing: 貿易相手国の製品要求事項変更を発見するツール

全ての関係者に向けた、SPS/TBT 協定に基づき WTO 加盟国から報告された規制や基準に関する情報をタイムリーに入手可能にするためのツール「ePing」を紹介。ePing ウェブサイトから登録すると希望した情報をメールで受信できる。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【FAO】](#)

1. ePing: 貿易相手国の製品要求事項変更を発見するツール

[【EC】](#)

1. 食品中の工業トランス脂肪含量の法的規制値を設定することについて意見募集
2. 査察報告書：エストニア
3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. EFSA 会議終了「協同、協同、協同」
2. ピアス病菌(Xylella)：寄生植物データベース更新
3. 新規食品関連
4. 農薬評価関連

[【FSA】](#)

1. コメ中のヒ素－コメとライスマイルクのヒ素の安全な値に関する助言

[【NHS】](#)

1. 地中海式の食事をすることは抑鬱症のリスクを下げるかもしれない
2. 高齢者が処方薬とハーブレメディを混ぜていることに懸念が生じる

[【ASA】](#)

1. ASA 裁定

[【BfR】](#)

1. 食品中の塩素酸塩に関するよくある質問

[【FSAI】](#)

1. 食品事業者の消費者向けアレルゲン情報提供はまだ十分ではない

[【FDA】](#)

1. 消費者の安全向上を図るために特定の食品リコールに際して小売店情報を開示する FDA の新方針に関する FDA 長官 Scott Gottlieb 医師の声明
2. 同定基準の現代化と植物ベースの代用品への乳製品の名前を使うことについての FDA 長官 Scott Gottlieb 医師の声明
3. 2016 会計年度の農薬解析は過去 5 年一貫した傾向を示す
4. 警告文書

[【CDC】](#)

1. 米国は世界に抗生物質耐性と世界的戦いを強化するよう問う

[【NIH】](#)

1. 医療関係者向けファクトシート更新

[【FTC】](#)

1. 裁判所は減量サプリメント宣伝販売業者 Roca Labs への訴訟の件で FTC に軍配をあげた

[【CFIA】](#)

1. 選択した穀物と豆類のデオキシニバレノール
2. 食品リコール警告

[【APVMA】](#)

1. スプレードリフト事故を減らすための新しい 2,4-D 使い方ラベル

[【NSW】](#)

1. リコール

[【香港政府ニュース】](#)

1. マカオ政府より - マカオの基準値を超えるアフラトキシン B1 が Golden Resorts ブランドの Low Sugar Double Yolk Moon Cake with Lotus Seed Paste (黄金集團低糖 雙黃白蓮蓉月餅) から検出された ことに関する食品警告

2. 中国政府より - 中国本土の基準値を違反した鉛が「佳宝九制口皮」から検出された
3. 食品安全センターはソウギョ及びソウギョの浮袋に微量のマラカイトグリーンを検出
4. ワタリガニのサンプルに動物用医薬品のクロラムフェニコールを検出
5. 違反情報

【MFDS】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果
2. 貝類毒素発生および検査現況
3. 流通卵の検査結果、不適合卵の回収・廃棄
4. 農産物の農薬残留許容基準の設定拡大
5. オンライン違法流通根絶のための相互業務協約の締結
6. 食品医薬品安全評価院、欧州のリスク評価技術・情報交流のチャンネル拡大
7. ベンゾピレンが基準を超過した輸入ヒマワリ油の回収措置

【HSA】

1. HSA は他国で発見された不正な健康製品に関する情報を更新（7月-8月 2018）
2. 「Jus Al Sunnah Gold 1001 Khasiat Jus Alternatif」及び「Jus Al Sunnah 1001 Khasiat Jus Alternatif」のフルーツジュースは表示されない強い医薬品成分を含むことを確認

【その他】

- ・ 食品安全関係情報（食品安全委員会）から
- ・ (EurekAlert) 運動する人向けのプロテインサプリメントの質
- ・ (EurekAlert) 黒人成人の高血圧リスクの高さに関連するトップ要因は南部の食事
- ・ (EurekAlert) 教育レベルが高く上流階級の女性：スペインのホメオパシー使用者のプロフィール
- ・ (EurekAlert) 何故ビタミン E の効果はこれまで運任せだったのか

●国連食糧農業機関（FAO：Food and Agriculture Organization of the United Nations）

<http://www.fao.org/>

1. コーデックス

ePing: 貿易相手国の製品要求事項変更を発見するツール

ePing: a tool to discover changes in trading partners' product requirements

24/09/2018

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1154073/>

全ての関係者に向けた、SPS/TBT 協定に基づき WTO 加盟国から報告された規制や基準に関する情報をタイムリーに入手可能にするためのツール「ePing」を紹介。ePing ウェブサイトから登録すると希望した情報をメールで受信できる。

*ePing

<http://www.epingalert.org/en>

●欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. 食品中の工業トランス脂肪含量の法的規制値を設定することについて意見募集

Establishing a legal limit for the industrial trans fats content in foods

04 October 2018 - 01 November 2018

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/initiatives/ares-2018-5103401_en

動物脂肪に天然に含まれるトランス脂肪を除き、最終製品の食品に含まれるトランス脂肪の濃度は脂肪 100 g あたり 2 g を超えてはならないとする、規則(EC) No 1925/2006 の改定案を発表し、意見を募集する。改定案では、EU 広報に公表後 20 日で発効とし、基準値に適合しない食品の流通期限は 2021 年 4 月 1 日としている。

「トランス脂肪 (trans fat)」の定義は、少なくとも一つのトランス型の非共役炭素-炭素二重結合をもつ脂肪酸である。

* トランス脂肪関連情報

Trans fats (TFA)

https://ec.europa.eu/food/safety/labelling_nutrition/labelling_legislation/trans-fats_en

2. 査察報告書

● エストニア—輸入管理システム

EE – Estonia 2018-6321 - Import control system

2018-10-3

http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4035

2018 年 2 月 19～26 日にエストニアで実施された査察。この査察の目的は、生きた動物や動物・非動物由来製品の積送商品輸入の公的管理の実態を評価し、EU 法の要件を適切に満たしているかどうか、また適した積送品のみが EU 域内へ搬入されることを保証できているかを評価することである。さらに、国境検査や輸入指定地区の施設、装備、衛生状態の遵守状況を評価した。公的管理の適切な枠組みがあり、教育の行き届いた機関が実行し、詳細なガイダンス文書や情報技術に支えられていることが分かった。全体的に業績優秀であるにもかかわらず、不正ハチミツ輸入未遂事例が確認された。

3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

● RASFF—2017 年年次報告書

The Rapid Alert System for Food and Feed 2017 Annual Report

https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/rasff_annual_report_2017.pdf

<概要>

2017 年には計 3,832 件のオリジナル通知が RASFF を通じて発信された。そのうち 942

件が警告通知、596 件がフォローアップ用情報、706 件が注意喚起情報、1,588 件が通関拒否通知として分類された。これらオリジナル通知からは、オリジナル通知あたり平均 2.4 倍に相当する 9,117 件のフォローアップ通知を生じることとなった。

(以下、化学物質に関連する特筆通知)

偶発的あるいは環境の汚染

- ・ アイルランドの同じ養殖業者に関わる、同日に採捕された生きたイガイの記憶喪失性貝毒(ASP)
- ・ スロベニアの同じ生産者の狩猟したイノシシの鉛

不完全な表示、加工あるいは保存状態

- ・ ベルギー産リンゴ風味ビスケットの高濃度のアクリルアミド。アクリルアミドに法的基準値はない(「ベンチマーク濃度」だけ設定)が、このようなビスケットは子供用であるため、含まれる量が多くなるのは健康リスクに関連すると判断された。

食品由来アウトブレイク

- ・ スペインの異なる二人の生産者による解凍真空パックマグロの摂取に関連するヒスタミン中毒の食品由来アウトブレイク。

有害成分あるいは未承認成分

- ・ レバノン産酢漬けのカブの着色料アゾルビン(E122)の未承認使用。

卵のフィプロニル (109 通知)

- ・ 残留農薬が加盟国由来製品に関するハザードトップ 10 の 2 位だった。これは主に卵の残留フィプロニルの発見に関する出来事による。

重金属 (122 通知)

- ・ この問題は、ほとんどがスペイン産の魚の水銀の調査結果に未だに影響を受けており、大部分はイタリアで通知されていることが重金属の図表から示されている。2016 年と比較すると、スペイン以外の様々な産出国、とりわけポルトガル産の魚の水銀に関する多くの通知がある。
- ・ メカジキの水銀が最も頻発する問題として通知されている。

- Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2018 年第 39 週～第 40 週 of 主な通知内容 (ポータルデータベースから抽出)

*基本的に数値の記載がある事例は基準値超過 (例外あり)

*RASFF へ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

ポルトガル産冷凍アオザメ(*Isurus oxyrinchus*)ロインの水銀(2.6 mg/kg)、ドイツ産マスの未承認物質ロイコマカライトグリーン(最大 10 µg/kg)、スペイン産解凍真空パックメカジキ(*Xiphias gladius*)ロインの水銀(2.2 mg/kg ; 1.76 mg/kg)、中国産香港経由他目的トンダからのニッケルの溶出(2.92 mg/kg)、米国産スペイン包装ドイツ経由フードサプリメントの未承認物質シルデナフィルおよびタダラフィル、スロバキア産フードサプリメントの未承認物質シルデナフィルチオノ類縁体(チオアイルデナフィル)・タダラフィルおよびバルデナフィル、オーストリア産有機ミューズリーのアトロピン(60.7 µg/kg)およびスコポラミン(38.8 µg/kg)、トルコ産煎ったスイカ種子(egusi)のアフラトキシン(B1 = 8.5 µg/kg)、中国産デンマーク経由子供用テーブルウェアセットの竹繊維カトラリーからのメラミンの溶出(3.3; 3.6; 3.7; 3.8 mg/kg)、カメルーン産 ganshu ベリー(サンショウ属)の多環芳香族炭化水素(PAH4 の合計 : 82.4 µg/kg)、グリーンランド産デンマーク経由冷凍調理済クルマエビのカドミウム(0.729 mg/kg)、フランス産ポップコーン用トウモロコシのアフラトキシン(B1 = 17.3; Tot. = 40.7 µg/kg)およびオクラトキシン A(8.7 µg/kg)、中国産子供の装飾した陶器朝食セット(マグ、皿、ボウル)からの鉛(0.701 ~1.194 mg/dm²) 及びコバルト (0.025 ~0.056 mg/dm²)の溶出、オランダ産クコの実の未承認物質ニコチン(0.6 mg/kg)、フランス産ベビービスケットの鉛(0.304 mg/kg)、米国産英国経由フードサプリメントの未承認蛋白同化アンドロゲン様ステロイド(4,6-アンドロスタジエン-17-オール-3-オン 5142 ; 4,6-アンドロスタジエン-3,17-ジオン 199 ; 5-アンドロステン-17-オール-3-オン 6327 mg/kg ; テストロステロン : 2403 ; スタノゾロール : 1.7 mg/kg)及び未承認物質 1,3-ジメチルアミルアミン (DMAA) (4.21 mg/kg)、イタリア産トマトのクロルピリホス(0.14 mg/kg)、など。

注意喚起情報 (information for attention)

スペイン産解凍真空パックメカジキロインの水銀(2.4 mg/kg ; 2.10 mg/kg)、ポーランド産白いキノコの未承認物質ニコチン(0.054 mg/kg)、チリ産リンゴピューレのパツリン(31 µg/kg)、2,4-ジニトロフェノール(DNP)のオンライン販売、ポーランド産セロリの根のカドミウム(0.33 mg/kg)、産出国不明オランダ経由チルドメカジキフィレの水銀(2.05 mg/kg)、トルコ産煎った塩味のスイカ種子のアフラトキシン(B1 = 5.7; Tot. = 6.4 µg/kg)、米国産フードサプリメントの2,4-ジニトロフェノール(DNP)、中国産英国経由フードサプリメントの未承認物質シルデナフィル及びシルデナフィルチオノ類縁体、スイス産原料ドイツ産ピスタチオクリームのアフラトキシン(B1 = 36; Tot. = 39 µg/kg)、など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

フィリピン産英国経由しょうゆの3-モノクロロ-1,2-プロパンジオール (3-MCPD) (261 µg/kg ; 1860 µg/kg)、中国産香港およびオランダ経由陶器皿からのコバルトの溶出(0.16 mg/dm²)、ポーランド産冷凍鶏肉のドキシサイクリン(238 µg/kg)、ポーランド産イチゴ風味棒付きキャンディーの着色料ポンソー4R/コチニールレッドA高含有(74.5 mg/kg)、ドイツ産有機クランベリーとパイナップル風味の緑茶の未承認物質アントラキノン(0.063 mg/kg)、

オランダ産飼料用ビタミンB2 80%の未承認遺伝子組換え菌(枯草菌)、など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

マリ産ピーナッツペーストのアフラトキシン(B1 = 203; Tot. = 297 µg/kg)、ベトナム産ピンクグアババジルおよびブラックグレープバジルシードドリンクの着色料アマランス(E123)の未承認使用、トルコ産乾燥アプリコットの亜硫酸塩高含有(2149 mg/kg)、米国産殻剥きアーモンドのアフラトキシン(B1 = 6; Tot. = 24.4 µg/kg)、米国産アーモンド穀粒のアフラトキシン(B1 = 18.1; Tot. > 24 µg/kg)、トルコ産生鮮レモンのクロルピリホス(0.444 mg/kg)、中国産鉄及びナイロン製トンクからの一級芳香族アミンの溶出(> 0.02 mg/kg)、ベトナム産アヤメエビス(redcoat)の水銀(0.74; 0.726 mg/kg)、米国産殻付きピスタチオのアフラトキシン(B1 = 28; Tot. = 31.2 µg/kg)、トルコ産ペッパーのホルメタネート(0.083 mg/kg)、トルコ産ペッパーのクロルピリホス(0.087 mg/kg)、米国産アーモンド穀粒のアフラトキシン(B1 = 18.7 µg/kg)、アルゼンチン産ピーナッツ穀粒のアフラトキシン(B1 = 12; Tot. = 22 µg/kg ; B1 = 10; Tot. = 16 µg/kg ; B1 = 4.2; Tot. = 6.4 µg/kg ; B1 = 38; Tot. = 46 µg/kg ; B1 = 5.0; Tot. = 6.2 µg/kg ; B1 = 21; Tot. = 33 µg/kg ; B1 = 6.9 µg/kg)、ブラジル産ピーナッツのアフラトキシン(B1 = 8.7; Tot. = 8.7 / B1 = 96; Tot. = 110 µg/kg ; B1 = 10; Tot. = 11 µg/kg)、米国産ピーナッツのアフラトキシン(B1 = 11; Tot. = 13 µg/kg)、トルコ産ヘーゼルナッツのアフラトキシン(B1 = 8; Tot. = 20.1 / B1 = 11.5; Tot. = 18 µg/kg ; B1 = 28; Tot. = 31 µg/kg ; Tot. = 16.9 µg/kg)、米国産殻付きピスタチオのアフラトキシン(B1 = 85; Tot. = 98 µg/kg)、タイ産生鮮チリペッパーのアミトラズ(0.31 mg/kg)、ロシア産フードサプリメントの未承認照射、中国産殻付きピーナッツのアフラトキシン(B1 = 9.3 µg/kg)、トルコ産ザクロのマラチオン(0.087 mg/kg)・アセタミプリド(0.024 mg/kg)・ジメトエート(0.051 mg/kg)及び未承認物質オメトエート(0.071 mg/kg)、トルコ産乾燥アプリコットの亜硫酸塩高含有(2188 mg/kg)、ジョージア産ヘーゼルナッツ穀粒のアフラトキシン(B1 = 9.9; Tot. = 11 µg/kg)、中国産シリコン製台所用品からの高濃度の総溶出量(>200 mg/kg)、トルコ産ペッパーのメソミル(0.147 mg/kg)、トルコ産オーストリア経由生鮮ペッパーのジメトエート(0.02 mg/kg)及び未承認物質オメトエート(0.03 mg/kg)、米国産アーモンドのアフラトキシン(B1 = 17.5; Tot. = 18.6 µg/kg)、など。

その他アフラトキシン等多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. EFSA 会議終了「協同、協同、協同」

EFSA conference closes: 'Collaborate, collaborate, collaborate'

21 September 2018

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/180921>

「私が最も伝えたいのは、『協同、協同、協同』である。優れた科学をだけでは十分でないからである」EFSAの「科学、食品、社会」の会議の後にEFSAの事務局長Bernhard Url氏は述べた。

この会議は彼の予想を超えており、「見解の広がり多様性にまだ圧倒されている」ことを付け加えた。全世界から1,100人以上の代表者が出席し、ライブビデオのリンクを介してさらに800人が参加した、イタリアのパルマでの4日間のイベントの最終日にUrl博士は演説した。社会と連動し理解しあって将来に向けた経験を展開するために、リスク評価科学の新しい視野から、議論は広範に渡った問題を行き来した。

前もって彼は聴衆に「私達は混乱させる出来事や不安定をものともせず私達の科学の品質や価値を守り改善し続けなければならない」と話していた。彼はこの会議を一連の魅力的な新しい島々を訪れる4日間の科学クルーズになぞらえた。この旅で学んだ全ての知識を吸収するには時間がかかるが、それは爽快で刺激的な経験だった。

Url博士は、この会議はEFSAが今後課題や不確実性を扱うのに役立つ、たくさんのアイデアや洞察力を生み出したと付け加えた。「そこにはたくさんの断片的な知識がある」彼は代表者に述べた。「だが、この4日間は共同作業による産物の良い例だった。私達はたくさんのアイデアや共同思考を生み出した。」

この会議の詳細な報告書はやがて発表される。各委員会のビデオ記録は今後数週間うちにEFSAのウェブサイトで見ることが可能になる。

2. ピアス病菌(*Xylella*) : 寄生植物データベース更新

Xylella: host plant database updated

10 September 2018

<https://www.efsa.europa.eu/en/press/news/180910>

EFSAは欧州域で果樹や他の植物に影響を及ぼす植物病原菌である、ピアス病菌(*Xylella fastidiosa*)の知見と理解を十分に広げる作業2件を終えた。

EFSAはピアス病菌の寄生植物のデータベースの最新改訂を発表した。更新リストには新しい文献研究や、EU植物衛生遮断サービスのEUROPHYTへの通知から確認された563種の植物が含まれている。そのうち312種は、少なくとも2つの検出方法で感染が確認されている。

現在このリストには、病原菌種*X. fastidiosa*と*X. taiwanensis*両方が含まれ、ピアス病菌への抵抗性や耐性のある植物種についての情報も含まれている。このデータベースは科学者やリスク評価者に重要なエビデンスを提供し、植樹用植物検査など、調査や他の植物検疫手段を行うリスク管理者を支えている。

EFSAの植物衛生に関するパネルは、2015年にこの病原菌のリスク評価の一部として発表した*X. fastidiosa*の害虫分類も改訂した。この改訂には、EU内外の*X. fastidiosa*の生態や分布、欧州の媒介昆虫の存在や分布に関する最新情報が含まれている。欧州のアウト

ブレイクや影響を受けた植物種についての情報も含まれている。

X. fastidiosa の新しい完全リスク評価は 2019 年初めに完了する予定である。

・ピアス病菌(*Xylella* 種) 寄生植物データベースの改訂

Update of the *Xylella* spp. host plant database

EFSA Journal 2018;16(9):5408 10 September 2018

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5408>

・病原菌 *Xylella fastidiosa* 分類改訂

Updated *Xylella fastidiosa* pest categorization

EFSA Journal 2018;16(7):5357 23 July 2018

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5357>

欧州委員会の要請を受けて、EFSA の植物衛生パネルは、2015 年に発表された病原菌リスク評価の一部として以前に発表した病原菌 *Xylella fastidiosa* の害虫分類を改訂した。*X. fastidiosa* はグラム陰性菌で、ピアス病、モモのホニイ病、カンキツ斑入り萎黄病、オリーブ急速衰弱症候群、アーモンド葉焼け病および様々な他の葉焼け病など、様々な植物の病気の原因となる。この病原菌は米国で流行し、イランに存在する。EU では、イタリアのプーリア州南部、コルシカ島、フランスのプロバンス・アルプス・コートダジュール、スペインのマドリッド自治区、アリカンテ、バレアレス諸島で報告されている。状況報告は、バレアレス諸島以外は「一時的に撲滅状態」で、コルシカ島、プーリア州南部は「封じ込め状態で流通規制あり」。この病原菌は EC 議会指令 2000/29/EC および EU 決定 2015/789 の緊急手段(改訂された EU 決定 2017/2352)で規制されている。この病原菌は植樹用寄生植物や感染性の媒介昆虫を通して EU に入り込んだ。寄生の範囲は EFSA の寄生植物データベースに記載された何百もの寄生種に及ぶ。EU では寄生植物は広範に分布しており、その集団に気候条件が合っている。*X. fastidiosa* は植樹用寄生植物の移動や感染症の媒介昆虫で広まる可能性がある。*X. fastidiosa* はアーモンド、柑橘類、ブドウの木、オリーブ、核果類を含む主要農作物や、影響力の大きい森林樹、造園、観賞用樹木に深刻で直接的な被害を及ぼす原因となることが知られている。EU の検疫有害動植物の可能性としてパネルが検討する評価基準に合っている(この病原菌は EU に存在するが、流通規制されており、公的管理下にある)。*X. fastidiosa* は、この病原菌が媒介昆虫の伝染によって広まる可能性があることから、規制非検疫有害動植物(RNQP)とされていない。

3. 新規食品関連

第三国の伝統食品としてのモロコシ由来シロップの通知に関する技術報告書

Technical Report on the notification of syrup from *Sorghum bicolor* (L.) Moench as a traditional food from a third country pursuant to Article 14 of Regulation (EU)

2015/2283

25 September 2018

<http://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-1481>

Sorghum Zrt.社から、モロコシ(*Sorghum bicolor* (L.) Moench)由来のシロップを第三国の伝統食品として市販するための認可申請が欧州委員会 (EC) へ提出された。EFSA は EC からの要請により、当該製品を市場に流通させた場合に安全であるかを評価した。EFSA の評価は、既存の EFSA ガイダンスに従って実施した。入手可能なデータ、及び *S. bicolor* に関する OECD 合意文書に準ずる工程と要件に従って製造され、米国 FDA が設定した規格 (例、加熱処理、糖の最小含量 74%) を満たしていることに基づき、EFSA は、EU 域内での販売に関して安全上の異議はない。

4. 農薬評価関連

- 第一銅や第二銅の銅化合物、すなわち水酸化銅、3塩基性硫酸銅、酸化第一銅、ボルドー液についての農薬リスク評価に関する加盟国、申請者および EFSA との補完データを踏まえた協議の結果

Outcome of the consultation with Member States, the applicant and EFSA on the pesticide risk assessment for copper compounds copper(I), copper(II) variants namely copper hydroxide, copper oxychloride, tribasic copper sulfate, copper(I) oxide, Bordeaux mixture in light of confirmatory data

25 September 2018

<http://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-1486>

EFSA は、認可後に提出要請されていた補完データを踏まえて有効成分のリスク評価に関する科学的な補助的意見を提示した。これを受けて、加盟国、申請者および EFSA で行われた協議 (意見募集) 期間に、第一銅化合物および第二銅化合物 (水酸化銅、3塩基性硫酸銅、酸化第一銅、ボルドー液等の銅化合物) のリスク評価に使われた補完データに関し、具体的な指摘が挙げられ、EFSA はそれについて科学的見解を提示した。この報告書では、協議の過程の概要が示され、また受け取った個々の指摘事項に関する EFSA の科学的見解と結論が記載されている。なお、EFSA は認可更新との関連で 2018 年 1 月にこの有効成分の農薬リスク評価についてのピアレビューに関する結論を完成させている。

- 有効成分エトプロホスの農薬リスク評価ピアレビュー

Peer review of the pesticide risk assessment of the active substance ethoprophos

EFSA Journal 2018;16(10):5290 3 October 2018

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5290>

ジャガイモの殺線虫剤と殺虫剤としての使用。情報不足と懸念が確認された。

- 提出された無視できるほどの暴露データを踏まえた有効成分フルミオキサジンの農薬リスク評価ピアレビュー

Peer review of the pesticide risk assessment for the active substance flumioxazin in light of negligible exposure data submitted

EFSA Journal 2018;16(9):5415 8 October 2018

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5415>

冬小麦とヒマワリの除草剤（出芽前と出芽後）としての代表的なフルミオキサジンの使用評価に基づいて結論した。文書に示された研究や文献データから、規制リスク評価で使用するのに妥当であるとするエンドポイントが示された。

●英国 食品基準庁（FSA : Food Standards Agency）<http://www.food.gov.uk/>

1. コメ中のヒ素—コメとライスマルクのヒ素の安全な値に関する助言

Arsenic in rice—Advice on safe levels of arsenic in rice and rice milk.

18 September 2018

<https://www.food.gov.uk/safety-hygiene/arsenic-in-rice>

ヒ素は環境に天然に存在する物質である。これは世界中の様々な地域において異なった量が食品と水に含まれているということである。食品からヒ素を除去することは不可能である。食事において過度の量のヒ素を摂取することは、健康に有害となる可能性がある。

（動画を掲載）

コメは、品種や栽培方法にもよるが、他の穀類よりも環境からヒ素を吸収しやすい。コメ中のヒ素はより毒性の高い型であり、ヒトへの疾病リスクも高くなるが、だからといってコメを食べてはいけないという意味ではない。健康的で、バランスのよい食事の一部として楽しむことができる。EU ではコメ及びコメ製品について無機ヒ素の最大基準値を設定している。製造業者は、自らが製造する食品が安全でヒ素の濃度も合理的に達成可能な限り低くなるようにする責任がある。

コメはしばしばミルクの代用品として使用される。5才以下の小さい子供には、母乳、乳児用調製乳、牛乳の代わりにライスマルクを与えられるべきではない。アレルギーや乳/大豆不耐症の子供には多くの代用品があるので、医師などに相談して欲しい。5才以上の子供や成人ではバランスの良い食事の一部としてライスマルクを飲むことができる。

●英国 NHS（National Health Service、国営保健サービス）

<http://www.nhs.uk/Pages/HomePage.aspx>

1. 地中海式の食事をするのは抑鬱症のリスクを下げるかもしれない

Eating a Mediterranean diet 'may lower your risk of depression'

Wednesday September 26 2018

<https://www.nhs.uk/news/food-and-diet/eating-mediterranean-diet-may-lower-your-risk-depression/>

「地中海式の食事をすることは抑鬱症の予防の助けになる可能性がある、と研究は示す」と BBC News は報道する。

抑鬱症に対する食事の影響について以前に行われた研究の最新のレビューによって、見出しは書かれた。レビューの主な知見は、地中海式食事をする 것과抑鬱症の症状の発症あるいは臨床的鬱病の診断をされるリスクが減少することの密接な関連があるように思えるということであった。

地中海式の食事構成に関して厳密な基準はないが、通常多くの野菜、果物、豆類及びオリーブオイルを含み、赤身の肉や加工肉をほとんど含まない食事を指す。そのような食事は心臓の健康に良いものとして長い間認識されてきたので、「体に良いものは心にもよいものである」というのも当然であろう。しかし、レビューには限界があり、実際に食事によって抑鬱症から身を守ることができるかは、わからない。人は抑鬱気分の場合、健康的な食事を作って食べる可能性が少なく、そのためこの研究は単に、抑鬱傾向の人は、健康的な食事をしないということを示している可能性がある。また、健康的な食事をする人は一般的に、抑鬱から身を守ると考えられている運動をより多く行うことを含め、より健康的なライフスタイルを送る傾向がある。このレビューに含まれる研究のいくつかはこれを考慮に入れていたが、他はそうではなかった。

この研究結果には注意が必要だが、地中海式の食事を取り入れるべき、もうひとつ他の潜在的理由を示す。地中海式食事は心臓の健康に良いことはすでに分かっている。健康的な食事とライフスタイルを取り入れることは、心にも良いことだろう。

2. 高齢者が処方薬とハーブレメディを混ぜていることに懸念が生じる

Concerns raised about older adults mixing prescription drugs and herbal remedies

Tuesday September 25 2018

<https://www.nhs.uk/news/medication/concerns-raised-about-older-adults-mixing-prescription-drugs-and-herbal-remedies/>

「65歳以上の100万人が医薬品とハーブの『有害な』組み合わせの混合により危険な副作用に苦しんでいるだろう、と研究は警告する」と Mail Online は報道する。

これはイングランド南東部の65歳及びそれ以上の149人の成人の郵送調査によるものである。調査では、処方薬も服用しながら、ハーブあるいはダイエタリーサプリメントを飲むかどうかを確認しようとした。全ての回答者が少なくとも一つの処方薬を服用し、回答者の3分の1は何らかのサプリメントも飲んでいていた。

多くの組み合わせは有害ではないが、研究者らは有害な可能性のある組み合わせを飲んでいる人もいたことを発見した。

以下のものが含まれる：

- ハーブのセイヨウオトギリソウと血圧の薬（カルシウム拮抗剤）：血圧の薬の効果を減らす可能性がある。
- グルコサミンと 2 型糖尿病の薬メトホルミン：血糖コントロールに影響を与える可能性がある。
- オメガ-3 魚油ともう一つの血圧の薬ビソプロロール：血圧をさらに下げる可能性がある。

研究は、いかに日常的にサプリメントが使用されているか、場合によっては懸念される使用形態であることを示す。しかし、これは非常に小規模な研究であったし、結果がより多くの人に一般化できるかどうかは判断に苦しむ。この小規模のグループでは見られなかったが、他の人々ではあるかもしれない、他の医薬品-サプリメントの相互作用があるかもしれない。「ハーブの」と記されている治療法あるいはサプリメントは何の副作用も医薬品との相互作用も引き起こさないと誤って思っている人もいる。

処方薬とサプリメントを一緒に飲んで安全かどうかわからない場合は、両製品と一緒に渡された添付文書を読むかあるいは薬剤師または医師に相談すること。65 歳以上のみに限らず、年齢に関係なくこれらの種類の薬物相互作用は人に影響を与えうことは注目すべきである。

*ハーブレメディに関する NHS の助言

<https://www.nhs.uk/conditions/herbal-medicines/>

● 英国広告基準庁（UK ASA: Advertising Standards Authority）

<http://www.asa.org.uk/>

1. ASA 裁定

ASA Ruling on Protein World Ltd

26 September 2018

<https://www.asa.org.uk/rulings/protein-world-ltd-a17-407595.html>

製品のウェブページの見出しが「減量用製品」や「減量」となっていることについて ASA からそのページの製品は全て EU の健康強調表示で認められているものかどうか問い合わせをしたところ、返答がない。4つの関連業界団体の見解を聞いた。いずれも「減量用」という製品カテゴリーの見出しは健康強調表示ではないと主張するが、ASA は健康強調表示と考える。そして「減量用」カテゴリーの製品にその表示の根拠がないのなら基準違反であると判断。

●ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)

<http://www.bfr.bund.de/>

1. 食品中の塩素酸塩に関するよくある質問

Frequently asked questions about chlorate in food

BfR FAQ of 15 February 2018

https://www.bfr.bund.de/en/frequently_asked_questions_about_chlorate_in_food-204084.html

食品中に塩素酸塩が検出される事例が繰り返されているため、欧州食品安全機関(EFSA)は食品中の塩素酸塩によって引き起こされる健康被害を評価した。BfRはその評価に基づき、塩素酸塩に関する意見を更新した。

塩素酸塩は塩素酸 (chloric acid) の塩である。塩素酸ナトリウムと塩素酸カリウムはかつて除草剤として使用されたが、塩素酸塩を含む植物保護製品と殺生物性製品は EU では今や認められていない。しかし、塩素酸塩は洗浄や殺菌のために塩素化合物を使用する時に、副生成物として発生し得る。最新の知見によると、主な混入経路は、食品と殺菌用の塩素化合物製品で処理を受けた水との接触であろうと思われる。

BfRはこの問題に関する質問と回答を以下にまとめた。

◇FAQs

塩素酸塩とは何か？

塩素酸塩は、塩素酸(HClO₃)の塩で、塩素酸アニオン(ClO₃⁻)と様々な陽イオンとから成る。塩素酸ナトリウムや塩素酸カリウムはよく知られた塩素酸化合物の例である。塩素酸塩が検出された食品の中にどの塩素酸化合物が含まれていたのかは不明である。

塩素酸塩はどこから持ち込まれ、何のために使用されるのか？

塩素酸ナトリウムと塩素酸カリウムはかつて除草剤として使用されたが、塩素酸塩を含む植物保護製品と殺生物性製品の使用は EU では今や認められていない。しかし、塩素酸塩は洗浄や殺菌のために塩素化合物を使用する時に、副生成物として発生し得る。

塩素酸塩はどのように食品に混入するのか？

最新の知見によると、主な混入経路はおそらく、食品が製造や加工の過程において、殺菌用の塩素化合物製品で処理された水と接触することであろうと考えられる。塩素酸塩は、このような殺菌処理が行われた場合に副生成物として発生し得る。

塩素酸塩によってどのような健康障害が引き起こされ、誰に影響を与え得るか？

塩素酸塩に対する暴露が繰り返されると、ヒトではヨウ素摂取が抑制される可能性がある。この抑制は、高リスクのヒトの集団では、甲状腺ホルモン濃度に一時的な変化を引き起こすことがある。塩素酸塩によるヨウ素摂取の抑制は、可逆性である。

甲状腺疾患の人やヨウ素欠乏症の人は、望ましくない影響を特に受ける可能性があり、新生児やそれ以外の子供も同様である。もう一つの注視すべき集団は、甲状腺機能障害に罹患している妊娠中の女性達である。

塩素酸塩の一度の摂取（急性暴露）では、ヨウ素摂取の抑制に関してごくわずかな影響しか及ぼさないが、高濃度の塩素酸塩では赤血球に損傷が生じる可能性がある。

どの程度の摂取量から塩素酸塩は健康上の懸念となるのか？

EFSA は塩素酸塩の耐容一日摂取量(TDI)を 0.003 mg/kg 体重と導出した。それゆえ影響力は過塩素酸塩 (TDI 0.0003 mg/kg 体重) より 10 倍低い。高濃度の塩素酸塩を一度に摂取した場合に赤血球が受け得る損傷影響に基づき、EFSA は塩素酸塩の急性参照用量(ARfD)を 0.036 mg/kg 体重と導出した（訳注：過塩素酸塩については急性のハザードになるとは考えにくいいため ARfD は導出していない）。

どの程度の最大残留基準値が食品中の塩素酸塩に適用されるか？

塩素酸塩は、食品及び飼料に含まれる農薬の最大残留基準値に関する規則(EC) No. 396/2005 の対象となっている。塩素酸塩には明確な最大残留基準値ははまだ設定されていないので、食品 1 kg あたり 0.01 mg というデフォルトの最大残留基準値が規則に従ってすべての食品に適用される。しかし、多くの食品のグループの場合、この最大基準値は、塩素化殺菌剤での処理を受けた水と食品とが触れた後に発生し得る値が十分にカバーされていない。このため、欧州委員会はモニタリングデータに基づいて、植物と動物由来の食品グループの明確な最大残留基準値を設定する予定である。最大残留基準値を決定する場合、消費者が食品を介して塩素酸塩を摂取することだけでなく、とりわけ飲料水を介する摂取を考慮に入れるべきで、両方の混入経路からの推測されるすべての摂取量が耐容一日摂取量(TDI)を超えるべきでない。

塩素酸塩は飲料水にどの程度含まれているのか？

世界保健機関(WHO)は、飲料水 1 リットルあたり塩素酸塩 0.7 mg という予備的なガイドライン値を発表した。しかし、現在の毒物学的評価を考慮して、この基準値の引き下げと、ドイツの飲料水規制の中に塩素酸塩の明確な上限基準を導入することが議論されているところである。

食品中の塩素酸塩は健康に害を及ぼす可能性があるか？

食品の塩素酸塩による汚染実態に関する評価データに基づいて、EFSA はその意見の中で、軽度から中程度のヨウ素欠乏症の若者のグループにおいて、塩素酸塩の反復摂取は懸念を生じるが、単回摂取は重大ではないと考えられる、という結論に達している。

特に多く塩素酸塩が見られる食品は何か？

塩素酸塩は、冷凍野菜、果汁およびレタス/ハーブによく検出される。これらの製品の塩素酸塩の発生理由は、塩素酸塩を含む水を用いた冷凍農産物のグレージング、果汁濃縮の希釈あるいはハーブやレタスの洗浄などの、これまで行われてきている処理と考えられる。

塩素酸塩を含む食品は特定の国から入って来たのか？

塩素酸塩の残留物は、ドイツを含め、様々な国を原産とする食品で検出されている。

消費者ができることは？

バランスの良い様々な食事を摂取し続けることである。果物や野菜が健康に寄与することは、ここでも異論の余地はない。

塩素酸塩から消費者を保護するために BfR は何を推奨しているか？

BfR が推奨していることは、欧州委員会の提案に従って、塩素酸塩の問題で影響を受けるすべての団体、すなわち植物保護製品、飲料水、ベビーフードおよび食品衛生などの分野の団体が、リスク評価においてすべての混入経路が考慮されることが保証され、また飲料水衛生を遵守するために必要な措置が実施され続けられるように、一緒になって必要な方策を議論することである。

●アイルランド食品安全局（FSAI : Food Safety Authority of Ireland）

<http://www.fsai.ie/index.asp>

1. 食品事業者の消費者向けアレルギー情報提供はまだ十分ではない

Food Businesses Still Not Doing Enough to Provide Written Allergen Information to Consumers

https://www.fsai.ie/news_centre/press_releases/allergens_campaign_01102018.html

包装されていない食品の 14 の特定アレルギーについて、正確な、書かれた（written）情報を提供することについて、周知はすすんだもののまだ十分ではない。

調査の結果、成人の 43%は食品事業者がアレルギー情報を消費者に書かれたもので提供する義務があることを知らない。食品事業者はその食品が包装済みであるかないかに関わらず、14 アレルギーについての情報を正確に書かれたもので提供しなければならない。

FSAI はこの法的義務について全国啓発キャンペーンを開始した。

情報を見たことがない食品業者としては、車での移動販売、朝市や直販市場、社員食堂、子どもの保育施設、屋台などがあがっている。実施率が高いのはレストランやカフェやホテルであった。

対象のアレルギーは、グルテン含有穀類（“スペルト小麦”や“ホラーサーン小麦”などの小麦、ライ麦、大麦、オート麦）、甲殻類（カニ、エビ、ロブスター等）、卵、魚、ピーナッツ、大豆、乳、ナッツ類（アーモンド、ヘーゼルナッツ、クルミ、カシューナッツ、ペカンナッツ、ブラジルナッツ、ピスタチオナッツ、マカダミア/クイーンズランドナッツ）、セロリ、マスタード、ゴマ、二酸化硫黄・亜硫酸（総二酸化硫黄として 10 mg/kg 又は 10 mg/L 以上の濃度の場合）、ルーピン、軟体動物（イガイ、牡蠣、イカ、カタツムリ等）である。

●米国食品医薬品局（FDA : Food and Drug Administration）<http://www.fda.gov/>

1. 消費者の安全向上を図るために特定の食品リコールに際して小売店情報を開示する

FDA の新方針に関する FDA 長官 Scott Gottlieb 医師の声明

Statement from FDA Commissioner Scott Gottlieb, M.D., on new FDA commitment to disclose retailer information for certain food recalls to improve consumer safety

September 26, 2018

<https://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm621692.htm>

FDA は本日付けで、リコール対象となった製品の小売店情報の開示が適切な場合を示したガイダンス案 (①) を発表した。

FDA はこれまで、リコール対象食品が購入された可能性のある特定の小売店のリストを公表してこなかった。それは特定のサプライチェーンの情報は、供給業者と小売店との機密事項であるためである。多くの場合、リコールを起こした会社が公表した情報で十分であったということもある。しかし、小売包装したものはリコール対象品かどうか簡単に判らなかつたり、その食品を食べるのに入手しやすかつたりする場合、また、その食品が食中毒に関与している場合などは、消費者が迅速かつ正確に対象製品を認識して避けることができるように小売店についての追加情報が重要な場合もある。

このガイダンス案では、リコール対象のヒトの食品または動物飼料を販売・流通した小売店の場所を FDA がどのような場合に公表しようとするかについて概要が示されている。特に最も深刻なリコールの場合、つまり食品が重篤な健康被害や死亡を引き起こす可能性が合理的に高いような場合である。リコール対象を簡単に特定しにくい場合にも荷受人リストを公表するつもりである。例えば、リコール対象の食品に統一商品コード(UPC)やバーコードが付与されずに直接消費者に販売されている場合 (量り売りやバラ売りなど) である。

こうした活動の一環として、FDA はこの 1 月に、消費者向けの公的警告に関するガイダンス案 (②) も発表している。こちらでは、FDA と事業者がリコールを完遂しやすくするために公的警告を発表する場合について概要が示されている。

*ガイダンス案 ① : Public Availability of Lists of Retail Consignees to Effectuate Certain Human and Animal Food Recalls Guidance for Industry and FDA Staff

<https://www.fda.gov/downloads/Safety/Recalls/IndustryGuidance/UCM621668.pdf>

*ガイダンス案 ② : Public Warning and Notification of Recalls Under 21 CFR Part 7, Subpart C Draft Guidance for Industry and FDA Staff

<https://www.fda.gov/downloads/Safety/Recalls/IndustryGuidance/UCM592851.pdf>

2. 同定基準の現代化と植物ベースの代用品への乳製品の名前を使うことについての FDA 長官 Scott Gottlieb 医師の声明

Statement from FDA Commissioner Scott Gottlieb, M.D., on modernizing standards of identity and the use of dairy names for plant-based substitutes

September 27, 2018

<https://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm621824.htm>

標準的な乳製品に代わるものとして市場に流通している植物を主原料とする多くの食品

が存在する。例えば、チーズに代わる大豆製品やミルクに代わるナッツ製品である。しかしこれらの製品はチーズやミルクと称される標準的な食品には当てはまらない。FDA はそれら植物製品のいくつかは、表示が消費者にミルクであると信じ込ませる可能性があるかと懸念している。

FDA は食品の同定基準の現代化に取り組んでおり、それは特定の食品の特性や成分、品質を規制することで定義する。これらの同定基準は、消費者が知っている食品名が常に定義通りの製品であることを保証するものとなる。

本日 FDA は、消費者が植物を主原料とする代替品（例：大豆、豆、ナッツ製品）をどのように利用しているか、「ミルク」や「チーズ」といった表示に記載された単語をどのように理解しているのかについて一般からの情報提供を強く求めることにした。それら代用品と乳製品との栄養組成の違いに関する新規データの提出も望んでいる。募集期間は 2018 年 11 月 27 日まで。

* 情報募集: Use of the Names of Dairy Foods in the Labeling of Plant-Based Products
<https://www.federalregister.gov/documents/2018/09/28/2018-21200/use-of-the-names-of-dairy-foods-in-the-labeling-of-plant-based-products>

3. 2016 会計年度の農薬解析は過去 5 年一貫した傾向を示す

FY 2016 Pesticide Analysis Demonstrates Consistent Trends Over Five Years

October 1, 2018

<https://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm622012.htm>

FDA は本日、2016 会計年度（FY 2016）残留農薬モニタリング計画の結果を発表した。総数 7,413 検体について 711 種類の農薬や工業用化合物を調べ、その結果は前年までの知見と同様だった。検体の大多数は EPA の設定したトレランス濃度以下であった。

FY2016 では、ヒト用の食品は国産 2,670 検体の 99%以上、輸入 4,276 検体の 90%以上は連邦基準に従っていた。残留農薬が検出されなかったのは国産の 52.9%、輸入の 50.7%であった。

動物用の食品についても同様に国産の 242 検体中 43.0%と輸入の 225 検体中 54.7%からは残留農薬は検出されなかった。基準違反があったのは 2%以下である。

FY 2016 に FDA は初めてトウモロコシ、大豆、ミルク、卵にグリホサートとグルホシネートの新しい検査方法を使った特別検査も行った。760 検体（トウモロコシ穀粒 274、大豆 267、ミルク 113、卵 106）のうち 53.7%からは残留農薬は検出されなかった。ミルクと卵からはグリホサートもグルホシネートも検出されず、トウモロコシと大豆で検出された残留は全て EPA のトレランス以下であった。

FDA が違反を見つけると国産食品については製造者/栽培業者に警告文書を送付するなどの対応を行う。輸入食品については輸入を拒否され問題の会社は輸入警告リストに入ることもある。

農薬は作物の収量に悪影響を与える病害虫と戦う。一部の食品にはわずかな量の農薬残

残留が残っているかもしれない。FDA の役割は食品中の残留農薬が安全基準を守っていることを確保することである。

* 報告書 : Pesticide Residue Monitoring Program Reports and Data

<https://www.fda.gov/Food/FoodborneIllnessContaminants/Pesticides/ucm2006797.htm>

* 残留農薬モニタリング計画についての Q & A

Pesticide Residue Monitoring Program Questions and Answers

<https://www.fda.gov/Food/FoodborneIllnessContaminants/Pesticides/ucm583711.htm>

* グリホサートについての Q & A : Questions and Answers on Glyphosate

最終改訂 10/03/2018

<https://www.fda.gov/Food/FoodborneIllnessContaminants/Pesticides/ucm583713.htm>

(食品安全情報-化学物質- No. 25/ 2017 以降に改訂された部分のみ抜粋)

◇グリホサートへの暴露に関して安全上の懸念はあるか？

2017 年 12 月に、EPA は、グリホサートはヒトの発がん性はないと結論するグリホサートのリスク評価案を発表した。1 つの国際機関(国際がん研究機関)がグリホサートに発がん性の恐れがあると結論しているが、他方、欧州食品安全機関 (EFSA)、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(JMPR)を含む他のいくつかの機関は、発がん性はないと断定した。

◇FDA は食品の中や表面上の残留グリホサートを監視するために何をしているのか？

近年 FDA は、残留グリホサートの検査のための最新の選択的分析法を開発し、FY2016-2017 から、大豆、トウモロコシ、乳および卵における残留グリホサートを調べするための予備検査を開始した。FDA は、FY2017 において、これら 4 品目の農産物の予備検査を完了し、FY2018 ではその他の食品に対する検査に拡大した。FY2016 の検査結果は 2016 年度年次報告書 (FY2016 Annual Pesticide Report) に発表され、2017 年度の結果は 2017 年度年次報告書 (FY2017 Annual Pesticide Report) に発表される予定である。

◇FDA が開発したグリホサートやその分解産物を検出することに特化した特別な方法から得た結果について

FY2016 のグリホサートとグルホシネート検査の積送品サンプルの結果から、検査した全 4 品目 (トウモロコシ、大豆、乳、卵) のグリホサートに関する残留農薬違反はないことが示された。グリホサートとグルホシネートの検査をした 760 件のトウモロコシ、大豆、乳、卵の積送品サンプルのうち、53%に検出可能な残留農薬はなかった。さらに、乳と卵のサンプルのいずれにも検出可能なグリホサートとグルホシネートの残留はなく、検査した農薬が陽性のトウモロコシと大豆の全てのサンプルは米国環境保護庁(EPA)が設定したトレランス未満だった。

4. 警告文書

- Best Nutrition Products, Inc. 9/7/18
<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm620447.htm>
 ダイエタリーサプリメントの CGMP 違反、不正表示の問題。
- Adaptive Energy LLC 9/6/18
<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm620145.htm>
 未承認の医薬品、不正表示の問題。
- Rose Acre Farms-Hyde County 9/6/18
<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm620216.htm>
 公衆保険法、殻付き卵規則、不純品の問題。
- Natural Sea Product Co., Ltd. 9/4/18
<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm620161.htm>
 水産食品 HACCP、食品 CGMP 規則違反。
- Dolezal Dairy 8/29/18
<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm620151.htm>
 違法医薬品の残留、虚偽保証契約の問題。牛の腎臓から 8.649 ppm のデスフロイルセフチオフルが検出される。
- Rock Farm, LLC dba WholeFood Farmacy 9/18/18
<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm621037.htm>
 未承認の医薬品使用、不正表示食品の問題。
- Independent Nutrition, Inc. 8/31/18
<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm620697.htm>
 未承認の動物用医薬品・医薬品使用、ダイエタリーサプリメントの CGMP 違反、不正表示、誤表記の問題。
- Uckele Health & Nutrition, Inc. 3/6/18
<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm621189.htm>
 ダイエタリーサプリメントの CGMP 違反、不正表示の問題。
- Duy Drugs Inc. 8/28/18
<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm621672.htm>
 未承認の医薬品、ダイエタリーサプリメントの CGMP 違反、不正表示の問題。シルデナフィルを含むことを開示せず製品を「植物バイアグラ」として販売していた。
- Don Julio Tropical Food LLC 8/15/18
<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm621544.htm>
 食品の CGMP 違反、製造、包装及び衛生管理の問題。
- Vinill Inc. 9/21/18
<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm621436.htm>
 水産食品 HACCP、食品 CGMP 規則違反、衛生管理の問題。

-
- 米国疾病予防管理センター (US CDC : Centers for Disease Control and Prevention)

<http://www.cdc.gov/>

1. 米国は世界に抗生物質耐性との世界的戦いを強化するよう問う

U.S. Challenges World to Intensify Global Fight against Antibiotic Resistance

Tuesday, September 25, 2018

<https://www.cdc.gov/media/releases/2018/p0925-global-antibiotic-resistance.html>

—国連総会で「AMR チャレンジ」を呼びかけ—

世界の人々が、関係者が、政府機関がともに取り組もう。

- ・ 環境中の抗生物質や耐性を減らす (水や土壌)
- ・ 抗生物質の使用を改善する
- ・ 新しいワクチンや医薬品や診断検査を開発する
- ・ 感染予防と管理を改善する
- ・ データの収集と共有を強化

-
- NIH (米国国立衛生研究所) のダイエタリーサプリメント局 (ODS : Office of Dietary Supplements) <http://ods.od.nih.gov/>

1. 医療関係者向けファクトシート更新

① 各ウェブサイトに掲載された表の脚注を変更。栄養及びサプリメント成分において、各成分の単位、一日必要量 (DV: Daily Value) がどのように変更になるかについての説明書きが追加された。

- **ビタミン D (Vitamin D)**

Fact Sheet for Health Professionals

Updated: September 18, 2018

<https://ods.od.nih.gov/factsheets/VitaminD-HealthProfessional/>

- **ビタミン C (Vitamin C)**

Fact Sheet for Health Professionals

Updated: September 18, 2018

<https://ods.od.nih.gov/factsheets/VitaminC-HealthProfessional/>

- **クロム (Chromium)**

Fact Sheet for Health Professionals

Updated: September 21, 2018

<https://ods.od.nih.gov/factsheets/Chromium-HealthProfessional/>

- **ビタミン B6 (Vitamin B6)**

Fact Sheet for Health Professionals

Updated: September 17, 2018

<https://ods.od.nih.gov/factsheets/VitaminB6-HealthProfessional/>

- **パントテン酸 (Pantothenic Acid)**

Fact Sheet for Health Professionals

Updated: September 17, 2018

<https://ods.od.nih.gov/factsheets/PantothenicAcid-HealthProfessional/>

- **ビオチン (Biotin)**

Fact Sheet for Health Professionals

Updated: September 17, 2018

<https://ods.od.nih.gov/factsheets/Biotin-HealthProfessional/>

- **亜鉛 (Zinc)**

Fact Sheet for Health Professionals

Updated: September 26, 2018

<https://ods.od.nih.gov/factsheets/Zinc-HealthProfessional/>

- **セレン (Selenium)**

Fact Sheet for Health Professionals

Updated: September 26, 2018

<https://ods.od.nih.gov/factsheets/Selenium-HealthProfessional/>

- **マグネシウム (Magnesium)**

Fact Sheet for Health Professionals

Updated: September 26, 2018

<https://ods.od.nih.gov/factsheets/Magnesium-HealthProfessional/>

- **ビタミン K (Vitamin K)**

Fact Sheet for Health Professionals

Updated: September 26, 2018

<https://ods.od.nih.gov/factsheets/VitaminK-HealthProfessional/>

- **カルシウム (Calcium)**

Fact Sheet for Health Professionals

Updated: September 26, 2018

<https://ods.od.nih.gov/factsheets/Calcium-HealthProfessional/>

② 編集上の変更及び表の脚注を変更・追加

- **鉄 (Iron)**

Fact Sheet for Health Professionals

Updated: September 20, 2018

<https://ods.od.nih.gov/factsheets/Iron-HealthProfessional/>

- ヨウ素 (Iodine)

Fact Sheet for Health Professionals

Updated: September 26, 2018

<https://ods.od.nih.gov/factsheets/Iodine-HealthProfessional/>

- コリン (Choline)

Fact Sheet for Health Professionals

Updated: September 26, 2018

<https://ods.od.nih.gov/factsheets/Choline-HealthProfessional/>

- 米国連邦取引委員会 (FTC : Federal Trade Commission)

<http://www.ftc.gov/index.shtml>

1. 裁判所は減量サプリメント宣伝販売業者 **Roca Labs** への訴訟の件で **FTC** に軍配をあげた

Court Rules in FTC's Favor in Case against Weight-loss Supplement Marketer Roca Labs

September 25, 2018

<https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2018/09/court-rules-ftcs-favor-case-against-weight-loss-supplement>

根拠のない減量効果を宣伝していたことに加えて、消費者に対して製品についてのネガティブな評価を禁止した「gag 条項」が不公正で相当な害を与え、FTC 法違反である。

- カナダ食品検査庁 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. 選択した穀物と豆類のデオキシニバレノール

2015-2016 Deoxynivalenol in Selected Grains and Pulses

<http://www.inspection.gc.ca/food/chemical-residues-microbiology/food-safety-testing-bulletins/2018-10-03/deoxynivalenol-in-selected-grains-and-pulses/eng/1536615565345/1536615565704>

<概要>

ターゲット調査 (Targeted survey) は、潜在的な食品のハザードに関する情報を提供し、CFIA の定期的な監視計画を強化している。これらの調査は食品供給の安全性に関する根拠

を提供し、起こりうる新興ハザードを特定し、限られた、あるいは存在しない可能性のある食品分類への新しい情報やデータに貢献している。ターゲット調査は、最大のリスク分野となる可能性のある調査に焦点を当てるものとして CFIA によく利用されている。調査は、業界がカナダの規則にどのように従っているのか、傾向の確認や情報を得るのにも役立つ。

穀物製品、キヌアなどの疑似穀物、豆類（ヒヨコマメ、レンズマメ、大豆など）はカナダで消費される主食である。生育や収穫過程の虫害および/または温暖で湿度の高い気象条件の結果として、農作物にカビが生えることがある。デオキシニバレノール(DON)はこれらのカビから放出される可能性のある天然の毒素である。

カナダの市場で食品中の DON の濃度を調べるために、CFIA は DON を含みそうな食品の調査を行った。この調査では 2015 年 4 月 1 日～2016 年 3 月 31 の間に国産品/輸入品/原産国不明の計 997 製品がサンプリングされた。検査されたサンプルの 46%に検出可能な濃度の DON が確認された（品目別の平均値 0.8～113 ppb、全体の最高値 5720 ppb）。現在のところカナダの最終穀物製品の DON に基準値はないが、主食にはしない未精製軟質小麦の DON には 2000 ppb の基準値がある。DON 濃度が消費者に有害であるかどうかを決定するために、Health Canada の化学物質安全性事務局が DON のあらゆる高濃度結果をレビューした。この調査で出された濃度はカナダ人が消費しても安全とされ、製品回収は必要なかった。

* 報告書

Food Chemistry – Targeted Surveys

FINAL REPORT

Deoxynivalenol in Selected Grains and Pulses

April 1, 2015 – March 31, 2016

(CFIA に依頼すると報告書を貰える)

2. 食品リコール警告

- **ボトルの破裂のため Le Castor Oatmeal Stout、Pilsner 及び India Session Ale を回収措置**

Food Recall Warning - Le Castor Oatmeal Stout, Pilsner and India Session Ale recalled due to bursting bottles

September 23, 2018

<http://www.inspection.gc.ca/about-the-cfia/newsroom/food-recall-warnings/complete-list/ing/2018-09-23/eng/1537742586246/1537742591819>

クラス 2（中リスク）。製品ラベル写真あり。

- **Arctic Gardens ブランドの Veg-e プロテイン製品が包装上の欠陥のため回収措置**

Food Recall Warning - Arctic Gardens brand Veg-e Protein products recalled due to defective packaging

September 27, 2018

<http://www.inspection.gc.ca/about-the-cfia/newsroom/food-recall-warnings/complete-listing/2018-09-27/eng/1538097027702/1538097030245>

Bonduelle Canada Inc.は Arctic Gardens ブランドの Veg-e プロテイン製品が、電子レンジ使用中にプラスチックのジッパーの断片が製品に混入する可能性がある包装上の欠陥のため回収措置。クラス 3 (低リスク)。製品ラベル写真あり。

● オーストラリア農薬・動物用医薬品局 (APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) <http://www.apvma.gov.au/>

1. スプレードリフト事故を減らすための新しい 2,4-D 使い方ラベル

New 2,4-D label instructions to reduce spray drift incidents

4 October 2018

<https://apvma.gov.au/node/32941>

2018 年の夏の散布時期を前に、APVMA はスプレードリフトによるダメージを減らすため予防的に対応する。2018 年 10 月 3 日に 2,4-D の新しい使い方ラベルが発効し、約 220 製品がラベル変更対象である。

* Commonwealth of Australia Gazette / Special Gazette, Thursday, 4 October 2018

https://apvma.gov.au/sites/default/files/specialgazette_04102018_0.pdf

● オーストラリア・ニューサウスウェールズ州食品局 (The NSW Food Authority) <http://www.foodauthority.nsw.gov.au/>

1. リコール

● **G J Wholesale** アルコール飲料製品

Recall: G J Wholesale Alcohol Products

18 September 2018

<http://www.foodauthority.nsw.gov.au/news/recallsandadvisories/product-recall-g-j-wholesale-alcohol-products>

G J Wholesale は化学物質汚染の可能性があるため、ニューサウスウェールズ州、クイーンズランド及びオーストラリア首都特別地域の小売酒店で販売されている G J Wholesale アルコール飲料製品を回収措置。NSW は化学物質で汚染された食品を消費すると害を及ぼす恐れがあるため、市民に消費しないよう呼びかけている。

● **Schweppes** レモネード 1.1 リットル

Recall: Schweppes Lemonade 1.1 litre

24-September-2018

<http://www.foodauthority.nsw.gov.au/news/recallsandadvisories/product-recall-schweppes-lemonade-1.1-litre>

Schweppes Australia P/L は、この製品で使用されている原材料を正確に記載していないボトル背面の誤表示ラベル(Schweppes Lemonade Zero Sugar)のため、Schweppes レモネード 1.1 リットルを回収措置。ラベルに Zero Sugar とあるが、製品は砂糖を含む。製品写真あり。

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/index.shtml>

1. マカオ政府より - マカオの基準値を超えるアフラトキシン B1 が Golden Resorts ブランドの Low Sugar Double Yolk Moon Cake with Lotus Seed Paste (黄金集團低糖 雙黃白蓮蓉月餅) から検出された ことに関する食品警告

The authority of Macau – A food alert on Golden Resorts Brand Low Sugar Double Yolk Moon Cake with Lotus Seed Paste (黄金集團低糖 雙黃白蓮蓉月餅) due to aflatoxin B1 detected at a level exceeding the Macau standard.

20 September 2018

https://www.cfs.gov.hk/english/rc/subject/files/20190920_1.pdf

*マカオ政府の報告

<https://www.foodsafety.gov.mo/c/foodalert/formdetail.aspx?id=42312b99-bf96-4dec-a9c0-da6538f72091>

<https://foodsafety.gov.mo/c/news/detail.aspx?id=3281cb9f-fe11-4ac1-8007-2b59f4ed2454>

2. 中国政府より - 中国本土の基準値を違反した鉛が「佳宝九制口皮」から検出された

The State Administration for Market Regulation of China (國家市場監督管理總局)(SAMRC) – A notice (2018 no. 30) regarding the noncompliant results of "佳宝九制口皮" tested with lead exceeding Mainland China standard.

19 September 2018

https://www.cfs.gov.hk/english/rc/subject/files/20180919_1.pdf

*中国政府の報告

http://samr.saic.gov.cn/tg/201809/t20180918_276016.html

3. 食品安全センターはソウギョ及びソウギョの浮袋に微量のマラカイトグリーンを検出

CFS finds traces of malachite green in grass carp and grass carp fish maw samples

Monday, September 24, 2018

https://www.cfs.gov.hk/english/press/20180924_7131.html

食物環境衛生署及び食品安全センターは、包装済みソウギョサンプル及びソウギョの浮袋のサンプルから微量（0.953 ppb、5.13 ppb）のマラカイトグリーンを検出したと発表した。

4. ワタリガニのサンプルに動物用医薬品のクロラムフェニコールを検出

Veterinary drug chloramphenicol found in blue crab sample

Thursday, September 27, 2018

https://www.cfs.gov.hk/english/press/20180927_7132.html

食物環境衛生署及び食品安全センターは、ワタリガニで獣医用医薬品のクロラムフェニコールを検出したと発表した。検査において、サンプルには 0.4ppb 濃度のクロラムフェニコールが含まれていた。

5. 違反情報

<食品安全センターの検査結果>

● 缶入り調製粉乳が栄養表示規則に違反

Tinned follow-up formula not in compliance with nutrition label rules

Thursday, September 20, 2018

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20180920_7125.html

米国の Ace [AAA]ブランドの「U.S. Ace [AAA] Follow-on Formula」において、ビタミンCが 100 g あたり 90 mg という表示のところ、実際は 100 g あたり 33mg 検出であった。

● 包装ライスケーキが栄養表示規則に違反

Prepackaged rice cake not in compliance with nutrition label rules

Wednesday, September 19, 2018

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20180919_7124.html

タイの ALLRITE ブランドの「ALLRITE Black Grains Rice Cake」において、ナトリウムが 20 g あたり 0 mg、飽和脂肪酸が 20 g あたり 0 mg という表示のところ、実際は 100 g あたりそれぞれ 360 mg、1.0 g 検出であった。

● 包装バターが栄養表示規則に違反

Prepackaged butter not in compliance with nutrition label rules

Monday, September 24, 2018

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20180924_7128.html

ベルギーの GRAND OR ブランドの「GRAND OR Unsalted butter (500g)」において、トランス脂肪が 100 g あたり 0.5g という表示のところ、実際は 100 g あたり 1.6g 検出であった。

- **包装マーガリンが栄養表示規則に違反**

Prepackaged margarine not in compliance with nutrition label rules

Monday, September 24, 2018

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20180924_7129.html

オーストラリアの Goodman Fielder ブランドの「Goodman Fielder - Olive Grove Margarine (375g)」において、トランス脂肪が 100 g あたり 0.1 g という表示のところ、実際は 100 g あたり 0.2 g 検出であった。

- **包装豆腐が栄養表示規則に違反**

Prepackaged tofu not in compliance with nutrition label rules

Friday, September 28, 2018

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20180928_7138.html

韓国の OURHOME ブランドの「OURHOME Soybean Cooking Tofu (340g)」において、総脂質が 100 g あたり 1.7g という表示のところ、実際は 100 g あたり 3.9g 検出であった。

- **包装豆腐が栄養表示規則に違反**

Prepackaged tofu not in compliance with nutrition label rules

Friday, September 28, 2018

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20180928_7137.html

ニュージーランドの TONZU ブランドの「TONZU Organic Tofu (300g)」において、カルシウムが 100 g あたり 170mg という表示のところ、実際は 100 g あたり 37 mg 検出であった。

- **包装ハードキャンディが栄養表示規則に違反**

Prepackaged hard candy not in compliance with nutrition label rules

Tuesday, September 28, 2019

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20180928_7134.html

米国の GoOrganic ブランドの「GoOrganic Organic Hard Candies Apple (100g)」において、エネルギーが 100 g あたり 1306 kJ という表示のところ、実際は 100 g あたり 1662kJ 検出であった。

- **韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)**

<http://www.mfds.go.kr/index.do>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

輸入検査管理課

- 2018.9.7～2018.9.13

http://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=42972

基準値 100 Bq/kg を超過した例は無い。

- 2018.9.14～2018.9.20

http://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=42973

基準値 100 Bq/kg を超過した例は無い。

ビルベリーの 1 件(試料 0.04 kg)で 2 Bq/kg を計測。

2. 貝類毒素発生および検査現況

農畜水産物安全課

2018.9.20 現在

http://www.mfds.go.kr/brd/m_74/view.do?seq=43021

(麻痺性貝毒基準: 0.8 mg/kg 以下)

- ・ 貝類採取禁止海域 — 該当なし
- ・ 貝類採取禁止解除要請海域 — 該当なし

3. 流通卵の検査結果、不適合卵の回収・廃棄

- 2018-09-11 農畜水産物安全課

http://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=43029

流通卵の回収検査中、江原道鉄原郡の農家で生産・流通した卵で、フィプロニルなど殺虫剤は検出されなかったが、フィプロニルの代謝産物(フィプロニルスルホン)が基準値を超過して検出され、不適合判定された。

- 2018-09-17 農畜水産物安全課

http://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=43041

流通卵回収検査において、世宗特別自治市の農家から生産・流通された卵で、フィプロニルなどの殺虫剤は検出されずにフィプロニルの代謝産物(フィプロニルスルホン)が基準値を超過して検出され、不適合判定された。

政府は不適合農家で保管している卵および流通中の卵を自治体と合同で全量回収・廃棄措置として、追跡調査などを通じて流通を遮断している。また、該当の農家に対しては出荷を中止して 6 回連続検査など強化された規制検査を適用する一方、農薬違法使用など違反事項が確認された農家は告発または過料など制裁措置を施す。不適合農家の卵は 3 回連続検査合格後、2 週後に 3 回連続検査する。

4. 農産物の農薬残留許容基準の設定拡大

2018-09-19 有害物質基準課

http://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=43046

農薬許容物質リスト管理制度(PLS)施行(2019.1)に先立って、クロピラリド及びデルタメトリンなど農薬 119 種に関する残留許容基準の新設および改正を主な内容とする「食品の基準および規格」改正案を 9 月 18 日行政予告した。

改正案の主な内容は、新規登録除草剤クロピラリドの残留許容基準新設、デルタメトリンなど農薬 118 種について、残留許容基準をブドウ、ナタネなど 299 農産物に拡大・変更、植物性原料中の香辛料を香辛植物に改正して香辛食品にハーブ類新設（レモンマートル、レモンバーム、ルイボス、アイオンウォート、オリーブ、ハニーブッシュ）などである。

食薬処は PLS 制度を通じて慣行的な農薬違法使用を根絶して、正しい農薬使用を定着させて国民の食品の安全管理を強化することを明らかにした。

5. オンライン違法流通根絶のための相互業務協約の締結

2018-09-17 サイバー調査団

http://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=43038

食品医薬品安全処は、韓国オンラインショッピング協会・韓国 TV ホームショッピング協会・韓国 T コマース協会とともに、オンライン食品・医薬品違法流通根絶のための相互協力を主な内容とする業務協約を 9 月 17 日に締結することを明らかにした。

今回の業務協約は、オンラインショッピング市場規模が持続的に増加(年平均 18%)するのに伴い、食品・医薬品オンライン購買を通じた消費者被害が発生するのを予防するために立案された。主な内容は、食品・医薬品などオンライン違法流通および虚偽・誇大広告迅速遮断のための相互協力、消費者が信頼するオンライン流通文化の構築のための教育・広報協力、相互協力のための官民協議体構成など。

6. 食品医薬品安全評価院、欧州のリスク評価技術・情報交流のチャンネル拡大

2018-09-20 食品危害評価課

http://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=43048

食品医薬品安全処食品医薬品安全評価院は、欧州食品安全庁(EFSA)と食品リスク評価分野の技術発展に向けた相互協力のため、業務協約を締結した。

今回の協約は両機関が食品リスク評価に関連する資料の収集と共有に関する科学的な協力を促進するためのもの。業務協約の主な内容は、リスク評価関連資料の収集、分析および共有、リスク評価及びコミュニケーション分野での知識と専門技術の共有に関する相互支援など。

7. ベンゾピレンが基準を超過した輸入ヒマワリ油の回収措置

2018-09-21 輸入流通安全課

http://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=43054

トルコ産「セリンヒマワリの種油(SELIN SUNFLOWER SEED OIL)」(食品類型:ヒマワリ油)でベンゾピレンが基準値(2.0 µg/kg 以下)を超過して(3.1 µg/kg、3.6 µg/kg)検出された

ため、該当製品を販売中断および回収措置とした。

● シンガポール保健科学庁 (HSA : Health Science Authority)

<http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/home.html>

1. HSA は他国で発見された不正な健康製品に関する情報を更新 (7月-8月 2018)

HSA Updates on Adulterated Products Found Overseas (July-Aug 2018)

25 SEPTEMBER 2018

https://www.hsa.gov.sg/content/hsa/en/News_Events/HSA_Updates/2018/foreignalertsjuulyaug2018.html

他国において次の物質を含み安全上の問題があるとされた製品について：アナボリックステロイド、アンドロステンジオール、ベンプロペリン、ビスコジル、カフェイン、クロルフェニラミン、デヒドロエピアンドロステロン (DHEA)、デキサメタゾン、ジクロフェナク、1, 3-ジメチルアミラミン (DMAA)、エフェドリン、エフェドラ (麻黄)、フルオキセチン、ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG)、ヒドロキノン、レボドパ、ロルカセリン、水銀、フェノールフタレイン、PDE - 5 阻害物質、ラウオルフィア、シブトラミン、シリピン、シネフリン、トレチノイン、ヨヒンベ/ヨヒンビン。

*PDF 版 (製品写真あり)

https://www.hsa.gov.sg/content/dam/HSA/News_and_Events/HSA_Updates/2018/HS_AUpdates_Foreign%20Alert%20_2018_July_Aug%20250918.pdf

2. 「Jus Al Sunnah Gold 1001 Khasiat Jus Alternatif」及び「Jus Al Sunnah 1001 Khasiat Jus Alternatif」のフルーツジュースは表示されない強い医薬品成分を含むことを確認

'Jus Al Sunnah Gold 1001 Khasiat Jus Alternatif' and 'Jus Al Sunnah 1001 Khasiat Jus Alternatif' Fruit Juices Found to Contain Undeclared Potent Medicinal Ingredients

13 SEPTEMBER 2018

https://www.hsa.gov.sg/content/hsa/en/News_Events/Press_Releases/2018/-jus-al-sunnah-gold1001khasiatjusalternatifandjusalsunnah1001kha.html

HSA は市民に対し、「Jus Al Sunnah Gold 1001 Khasiat Jus Alternatif」及び「Jus Al Sunnah 1001 Khasiat Jus Alternatif」のフルーツジュースを購入、消費しないよう警告している。検査により、「Jus Al Sunnah Gold 1001 Khasiat Jus Alternatif」にデキサメタゾン、プレドニゾロン及びジクロフェナク、「Jus Al Sunnah 1001 Khasiat Jus Alternatif」にデキサメタゾン、プレドニゾロンが検出された。

*PDF 版 (製品写真あり)

https://www.hsa.gov.sg/content/dam/HSA/News_and_Events/Press_Releases/2018/H

● その他

食品安全関係情報（食品安全委員会）から

（食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。）

- 台湾衛生福利部、「食品中に含まれるダイオキシン及びダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル(PCB)処理規範」の改正案を公表、意見募集を開始
<http://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/show/syu05000010492>
- フランス競争・消費・不正抑止総局(DGCCRF)、着色料 E120 に含まれる 4-アミノカルミン酸に関する検査結果を公表
<http://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/show/syu05000080469>
- フランス農業・水産省、9月1日からネオニコチノイド系農薬の使用が禁止されることを公表
<http://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/show/syu05000340342>
- フランス競争・消費・不正抑止総局(DGCCRF)、マイコトキシン、麦角、麦角アルカロイド、トロパンアルカロイドによる食品の汚染に関する検査結果を公表
<http://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/show/syu05001080469>
- スイス連邦食品安全獣医局(BLV)、国内生産品及び輸入品の検査結果を公表
<http://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/show/syu05001280505>

EurekAlert

- 運動する人向けのプロテインサプリメントの質

The quality of protein supplements for sportspeople

25-Sep-2018

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2018-09/uos-tqo092518.php

—専門家はどうな栄養サプリメントであっても使用前に個別に調査することの重要性を再確認—

粉末プロテインサプリメントに含まれる、アミノ酸のリジンの熱処理産物（ブロックドリジン、リジンのメイラード反応産物）を分析した研究。サプリメントの使用が消費者にとって未知の健康に有害な物質の摂取を意味する場合があります。最初に評価が必須である。 *LWT - Food Science and Technology* に発表。

- 黒人成人の高血圧リスクの高さに関連するトップ要因は南部の食事

Southern diet is top factor associated with higher risk of high blood pressure among

black adults

2-Oct-2018

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2018-10/jn-sdi092718.php

JAMA に発表。米国の黒人成人では高血圧が拡がっているが、リスク増加の理由は分かっていない。研究者らが 12 因子について影響を調査したところ、南部の食事の摂取が大きく関係していた。米国南部の食事の特徴は揚げ物、臓物肉、加工肉、卵、卵料理、脂肪、高脂肪乳製品、砂糖入り飲料、パンが多い。

● 教育レベルが高く上流階級の女性：スペインのホメオパシー使用者のプロフィール

An upper-class woman with higher education: The profile of the homeopathy user in Spain

2-Oct-2018

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2018-10/f-sf-auw100218.php

2 月に発表された社会学研究センターの指標調査に基づき、典型的なホメオパシー消費者のパターンを同定した。年齢約 46 才の中流から上流階級の女性で、教育レベルは高く進歩的政治信条をもっている。*Atención Primaria* に発表。

66.5%のスペイン市民はホメオパシーを聞いたことがあるが、過去 12 か月で使ったことがあるのは約 5%。主な理由は健康のため、病気の予防、薬の効かない病気を治す、普通の薬は健康に悪い、など。主な情報源は友人や知人、二番目がインターネットだった。

● 何故ビタミン E の効果はこれまで運任せだったのか

Why vitamin E effect is often a matter of luck until now

2-Oct-2018

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2018-10/fj-wve100218.php

ビタミン E は抗酸化物質で、実験室レベルでは有効であっても臨床試験では失敗が多く逆に有害ですらあった。その原因としてビタミン E の効果はその代謝物であるアルファカルボキシクロマンオールによるもので、肝臓での代謝が一人一人違うことである可能性を示唆した。*Nature Communications* に発表。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室